

平成30年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年1月5日（金）午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 永田 知博 | 2番 | 鶴田 克士 | 3番 | 清田 順次 | 4番 | 西畠めぐみ |
| 5番 | 赤松 繁之 | 6番 | 横手 良弘 | 7番 | 井上 清晴 | 9番 | 荒木 享二 |
| 10番 | 竹下 宏介 | 11番 | 浦谷 幸司 | 12番 | 志水 武保 | 13番 | 森川 正志 |
| 14番 | 下川 安 | 15番 | 平野 忠臣 | 16番 | 野澤 博幸 | 17番 | 高根 政明 |
| 18番 | 取本 一則 | 19番 | 中嶋 昭二 | 22番 | 小山久仁江 | 23番 | 中島 浩輔 |
| 24番 | 徳井 勝美 | 25番 | 田上 敏正 | 27番 | 寺井 廣喜 | 28番 | 宇佐 勝則 |
| 29番 | 今上 公男 | 30番 | 平本 博 | 31番 | 永田 眞一 | 32番 | 出口 京子 |
| 33番 | 井本 義和 | 34番 | 尾池 秀實 | 35番 | 中村 亘 | 36番 | 丸山 陽治 |
| 37番 | 堀田 昌子 | 38番 | 村端 一弘 | | | | |

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 8番 | 松本 恒幸 | 20番 | 斎藤 潔公 | 21番 | 田上 一 | 26番 | 高田 優子 |
|----|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

| | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 局長 | 村上 洋治 | 次長 | 小山 博 | | | | |
| 係長 | 西山 美和 | 主査 | 渡邊布由紀 | 主任 | 大原 三和 | 主事 | 笠原大志郎 |

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

| | |
|-----|---------------------------|
| 第1号 | 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分） |
| 第2号 | 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分） |
| 第3号 | 農地の転用許可申請について（4条許可分） |
| 第4号 | 農地の転用許可申請について（5条許可分） |
| 第5号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 第6号 | 非農地証明願いについて |

報 告

| | |
|-----|----------------------------|
| 第1号 | 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条） |
| 第2号 | 農地の形状変更届について |
| 第3号 | 許可不要転用届について |
| 第4号 | 許可書返納届について |

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆様、明けましておめでとうございます。委員各位におかれましては、旧年中は農業委員会の業務に大変お疲れさまでございました。そして大変お世話になりました。ありがとうございました。

本年、平成30年は、本市におきましても改正農業委員会法に基づきまして、いよいよ新体制へと移行する年となります。どうか今後ともよろしく願いいたします。

本日は委員総数38名のうち、8番、松本委員、20番、斎藤委員、21番、田上委員、26番、高田委員から欠席の届出がっております。34名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、明けましておめでとうございます。ただいま局長より挨拶がございましたので、重複する感じでございますけれども、30年第1回目の農業委員総会の開催ということで、改めて皆さんに御挨拶を申し上げます。

皆さんにおかれましては、御家族お揃いで新しい年を迎えられたことだろうと存じます。この新しい新制度に突入いたしましたわけでございますけれども、事務局といたしましても非常に仕事が山積しておる状況でございます。これから新しい新制度に移行する年ではありますけれども、現在の農業委員さんも7月いっぱいということでございますので、それまで精一杯努力をしまいたいと思っております。どうぞ今年もひとつよろしく願いを申し上げます。

それでは、早速でございますけれども議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第1号より議第6号までの75件と報告第1号より4号までの38件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願い申し上げます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） また、本日の議事録の署名委員は、22番の小山委員と27番の寺井委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） では議案1ページをお願いいたします。

議第1号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成30年1月5日、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、青野と菊池郡大津町の申請人で、青野の畑494㎡外3筆、計4,897㎡を子へ贈与するものです。

2番、兵庫県明石市と中坂門田の申請人で、河崎の畑303㎡を耕作不能と相手方の要望により売買するものです。

3番、石貫の申請人で、石貫の畑858㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

以上3件、合計6,058㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この案件は、親子でもあり、子へ贈与ということで、何ら問題なく許可相当と思います。

それから、2番は、相手方の要望と耕作不能で、これも現地を見まして300ちよっとだったですかね、面積が、何ら問題なく、これも許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。3番は、譲渡人の田んぼのすぐそばにこの譲渡人の田んぼがございまして、譲受人のほうから譲ってほしいということでの申請でございます。本人さんも、譲受人も経営拡張ということで一生懸命農業に携わっておられます。許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第1号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第1号については、許可することに決定しました。

次に、議第2号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） では、2ページをお願いいたします。

議第2号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑2,669㎡外4筆、計6,168㎡を農業者年金受給のため、平成30年1月5日から10年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、岱明町中土の畑928㎡外1筆、計1,471㎡を農業者年金受給のため、平成30年1月5日から15年間契約するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町中土の田1,238㎡外1筆、計1,687㎡を農業者年金受給のため、平成30年1月5日から15年間契約するものです。

3ページをお願いいたします。

4番、岱明町の申請人で、岱明町高道の畑92㎡外12筆、計14,706㎡を農業者年金受給のため、平成30年1月5日から10年間契約するものです。

以上4件、合計24,032㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、どうぞ。

○1 1 番（浦谷幸司君） 1 1 番、浦谷です。1 番の案件について説明いたします。

両者は親子関係で、農業者年金受給のための再設定でありまして、何ら問題ないと思いますのでよろしく願いいたします。終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2 番、3 番は同一委員さんのようでございますので、続けてどうぞ。

○2 2 番（小山久仁江君） はい、2 2 番、小山です。2 番と3 番の案件について説明します。

2 番と3 番、これはそれぞれの申請地は耕作便利ということで交換されており、昨年1 0 月に所有権移転を許可されています。今回はその交換を行う土地です。2 番と3 番の案件は、ともに貸人、借人は親子であり、申請理由は農業者年金受給ということで、何も問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か皆さん、御意見、御質問などはございませんか。

4 番は、ちょっとこれは議事参与の制限がございまして、4 番は後ほど3 番までを審議したあとに審議したいと思います。

それで1 番から3 番まで、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、御意見、御質問はないようでございますので、1 番から3 番まで採決に移ります。

議第2 号、農地法第3 条、農地の使用貸借権設定許可申請について、1 番から3 番まで、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第2 号の1 番から3 番までは、承認することに決定しました。

4 番につきましては、申請人が農業委員本人ということで、会議規則第1 0 条の規定により議事参与の制限がございまして、まずここで御退席をお願いいたします。

— 2 3 番 中島浩輔君 退室 —

○議長（永田知博君） それでは、4 番について担当の委員さん、説明をお願いいたします。

○2 4 番（徳井勝美君） 2 4 番の徳井です。4 番の案件について説明します。

貸人と借人は親子関係で、申請理由は農業者年金受給のためということで、今回、経営移譲をされますので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

4番について、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第2号、4番の農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第2号の4番は、承認することに決定しました。

次に、議第3号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 4ページをお願いいたします。

議第3号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の田559㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、合計559㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月27日に地元委員同道のうえ現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人はアパート住まいで、亡き父より相続を受けた本土地に個人住宅を建設のための申請です。場所は築山小学校より東北東100mぐらいのところ、旧JA築山支所の西側です。造成は周りをブロックで囲み、盛土で土砂の流出を防ぎ、建

物は木造の平屋建てだそうです。給水はボーリングによる給水、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽を利用して浄化水を道路側溝へ放流、雨水は敷地内に雨水升を設け側溝へ放流、西側は河川で東側は道路とアパートや住宅地です。北と南は水田ですが、周りの水田からは2 mぐらい引いて、影響もないように配慮するという事で、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第3号、農地法第4条、農地の転用許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第3号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第4号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 5ページをお願いいたします。

議第4号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田111㎡外1筆、計159㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が小浜の田1,117㎡外1筆、計1,696㎡で、転用目的は、譲受人が経営する土木工事業にかかる土砂及び資材置場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が宮原の畑256㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が下の田480㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほか

に適切な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が玉名の田39㎡で、転用目的は個人住宅としておりますが、今回は先の11月総会において、個人住宅として5条の許可をした隣接地300㎡のいわば宅地拡張としての申請であり、住宅自体は本申請地と先の隣接地にまたがって建設される予定です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が岱明町高道の田382㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適切な場所がないものと判断しております。

以上6件、合計3,012㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案しております。去る12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明を申し上げます。

場所はおおかど胃腸科の道路を挟んで南側というふうなことでございます。既に宅地基盤がなされて、上下水道を完備してるというふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○6番（横手良弘君） はい、6番、横手です。2番の案件について説明をいたします。

転用目的は、申請人が経営するし尿処理を営業の柱としていますが、近年土木工事の度合いも増え、資材の置場など手狭になったために今回申請するものであります。

申請地は小浜区入口にあたり、東に農地、西に県道がある第2種農地です。生活排水は資材置場なので発生はいたしません。雨水は敷地全体が砂利敷きの自然浸透を図ります。事業規模等からみても適切な面積であり、周辺の農地に支障を生じる恐れもないことと認められることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。

譲受人は親子でございまして、2人の申請でございまして、

場所は玉南中学校の東側で、周りは住宅地になりつつあるところとございまして、申請地は256㎡の畑の中に55.89㎡の個人住宅を建てるということで申請が出ております。給水は玉名市の水道が埋設してありまして、排水のほうは雨水が南側の側溝に放流ということで、生活排水につきましては、汚水が合併浄化槽に処理したあと南側の側溝に流すということでございまして、北側に県道が走っておりまして、県道よりもちょっと高台になっておりますので、土砂の流出について、土砂の流出がないようにちゃんとブロック等をするということでございまして、何ら問題ないと思います。許可相当だと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。4番について説明をします。

譲受人は現在、土砂災害指定区域に指定された地区のところに住んでおりまして、この前、土砂が崩壊した経緯もありまして、その危険のない申請地に木造平屋建ての個人住宅を計画をしたものです。給水は上水道、排水は合併浄化槽を配置して道路側溝に排水と、雨水は地下浸透というふうなことになっています。

その申請地は、道路ですけども、50cmほど道と同程度の高さに造成することですけども、周囲をL型の擁壁を設置し、土砂の流出を防止など計画が出ておりまして、近隣への農地への影響はないものと考えております。

それから、続きまして5番ですけども、先ほど事務局のほうからありましたけども、今、申請物件の39㎡と出ておりますけども、実はその隣に330㎡の農地がありますけども、これについては去年の11月6日に転用許可が既に出ておりまして、売買はもう既に済んでるそうです。その売買が終わったので、本人はその合わせたところで住宅を建てるというようなことで売買契約をされてますけども、その39㎡が今回分が不足しているという分筆をされた誤りがあったので、今回は不足した分の39㎡を追加で申請をされたものです。建物の計画それから給排水計画とか被害防除計画については、去年の11月に出された申請、転用内容に変更はないということでありまして、

現地調査の結果、この2点、別に問題はないのかなということを思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは6番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番の中島です。6番の案件について説明いたします。

ここは第2種農地の農用区域外です。目的は兄弟の介護が必要であるため、ちょっと広めにし、個人住宅を計画されております。東側は譲渡人の分筆の田で、南側と西側は住宅があり、北側は道路があります。周囲との問題は、3面ともブロック塀が現在なされており、東側の譲渡人の田とは同じ高さで問題はありません。上水道や下水道は共に市の上下水道を利用されることだそうです。雨水については自然浸透とオーバーフローの分は、道路の横にある北側の側溝に放流されるということです。何ら問題ないものと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第4号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第4号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 7ページをお願いいたします。

議第5号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の8ページから9ページの総括表及び10ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が3件、7,592㎡、利用権設定が57件、153,592㎡、合計60件、161,184㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第5号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、第5号については、原案どおり決定することにいたしました。

次に、議第6号、農地法第2条に規定する農地ではない非農地証明願いについてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 16ページをお願いいたします。

議第6号、非農地証明願いについて。下記の土地は、昭和27年10月20日、農地法施行日の前日でございますが、それ以前から農地法第2条に規定する農地でないことを証明するものとする。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、物件が岱明町庄山の畑828㎡で、昭和22年ごろより住宅が建っているという申し出があっており、現況は宅地であると認められるため、農地法第2条第1項の農地、つまり耕作の目的に供される土地にあたらないと判断する旨、御提案しております。

去る12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま非農地証明願いについて事務局より説明がありました。皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本ですが、平成22年ごろよりもう宅地みたいになってたということですね。

○議長（永田知博君） 次長より説明を。

○18番（取本一則君） 隣接地に住宅かなんかあるんですか、この土地の隣接地かなんかに。

○事務局次長（小山 博君） 事務局次長、小山です。この土地に家が建っておって、以前はこの地番に附票といいますか、住民票を、住居を定めてある昭和20年、2

2年当時、この地番で住所を定められているという附票でそこは立証されておりまして、すなわち、以前は住居地として住所が定まっているということは、そこが家が建っておってそこに住居を定めておりますので、宅地と認められるのではないかという申し出でありました。

○議長（永田知博君） よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） ということは、その昭和22年ごろからだから、農業委員会の台帳からはなんかそのときで台帳から落としかなんだったのかな。ずっと本人さんもこれは気付いとんなはらんだって、何で今ごろ気付きなはったつ。

○事務局次長（小山 博君） この今のこれ売買の計画等があつて、それで今度売人と買う人の話の中で、どうしても地目が農地のままで、現在畑になっておりますので、やっぱりこれがどうも話し合いの焦点になったようで、地目を農地じゃないようにしてほしいという、そのような話がなされたようであります。

○18番（取本一則君） 建物はもう古かったですか。

○事務局次長（小山 博君） 建物は。これは、はい、建物も。

○18番（取本一則君） いや何で聞いたかというとな、新しい建物だったら建築確認申請出っじゃないですか。底地が出るけんね、そのときね、底地のあれが分かるからね、何でそこらあたりを見過ぎしとつかなあて思うたけんが、その建物の建築年度あたりはいつごろだったのかなあとか、ちょっと聞いてみたんですよ。そのだいぶん古か昔の、たいぎゃ昔、家の建つとるやつですよ。確認申請がこの付近は要るよね、岱明はね。確認申請要るところだろう。

○事務局次長（小山 博君） 昭和22年7月5日の保存登記になっております。だからその農地法施行日以前になりますので、特に地目、畑であったとしても、今でいう農地法が施行されておられませんので、そこは別に畑、地目に居宅、住居があつても別に制約はなかったというところで、そのままになって、地目も畑のままでそこに人が、家が建って住んでおられる。

○18番（取本一則君） はい、分かりました。ひと言、ここらあたりは農地の地目で、玉平の賦課金とかなんかそこらあたりのは何か取られよんなはつとね。玉平とか玉名市の土地改良区とかどっかから、農地の。そこらあたりで個人さんがね、この地番で取られよんなら、ああ、ここは俺んとばつてん取られよんねえというのを普通は気付きなはるばつてんが、そこらあたりも取られとらんならなんも気付かんではってきたいな、何十年てね。

それと、こういう売買の発生したときに初めて個人さんが気付くことであつて、これは今からでもまた出てくる可能性はいっぱいあるわけですね、本人も知らずにそこにあつてからね。だけんこういうのは今後出てくるばつてん、ここらあたりは

異議なしで僕らたちも行かないかとだろな。

○事務局次長（小山 博君） そうですたいね、別にそのときは規制はなかったわけであって。

○18番（取本一則君） だけん1つあったのはね、農地でね、玉平がよく、向こうのほうは玉名平野土地改良区の管轄だけんね、農地のあれでいろいろとられよつとかなあて思うたったい。あと水利権あたりのあれで。まあよかです。よかです。いいです。

○議長（永田知博君） はい、分かりました。それでは、ほかに皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） はい、それでは御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第6号、農地法第2条に規定する農地ではない非農地証明願いについて、原案どおり非農地相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第6号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第1号、2号、3号、4号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） はい、では17ページをお願いいたします。

報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は17ページから25ページまでの33件、合計95,832㎡の解約通知を受理しております。

では、続きまして、26ページをお願いいたします。

報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回2件、合計942㎡の届出を受理しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

報告第3号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成30年1月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件、いずれも電気事業者による送電線路の鉄塔用地として403㎡の届出を受理しております。

最後に、28ページをお願いいたします。

報告第4号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。

今回1件、709㎡の3条許可書の返納の届出がっております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局より報告第1、第2、第3、第4号について説明が終わりました。皆さんより何か御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 事務局、村上です。2点ほどその他がございます。

まず、お手元に書類をお配りしておりますが、視察研修の御案内ということで、通知文ということで一枚物の紙を差し上げております。先月の総会で日程と行き先のみ御説明申し上げておりましたけれども、改めて文書でお知らせするものです。

今回は佐賀市の農業委員会におじゃまして研修をします。佐賀市農業委員会ということで、事務局としてもどこがいいだろうかと十分九州管内探したんですけども、佐賀市に決定いたしました。

といいますのも、ここに研修先の佐賀市農業委員会の下の中ほどに書いておりますとおり、ここは例の私ども毎回議論しております3条許可の下限面積の件について、実は、恐らく30aでしたか下げております。それと同時に空家バンクに登録した物件については、下限面積を1㎡としていると、1㎡です。つまり空家バンクにくっついた農地であればもう誰でも買えるというような判断を、去年ぐらいでしようかしております。そこらあたりのところをよろしければちょっと勉強しに行きたいなと思いました。

あと、2番目が耕作放棄地対策としておりますが、その次に3番目に新制度移行についてということでも書いておりますが、ここは今年の次の3月31日までが任期ということで、4月1日に新制度へ移行されるそうです。ちょうど今、募集が締め切りぐらいでしょうか、そういったような状況で、大変参考になるかなと思って、

佐賀市の農業委員会に今年度は決定させていただきました。

あと1つ、ちょっと順番が逆になりますけども、初日のほうの2月15日の初日に行くんですけども、佐賀県唐津市の(株)百姓屋というところにちょっとおじゃましたいと思います。

ここは非常に面白いところで、従業員が大変、簡単に言えば女性が活躍しているというような法人となっております。2月15日に(株)百姓屋におじゃまして、宿泊は佐賀市を予定しております。16日金曜日の午後2時から3時30分まで佐賀市の農業委員会で研修を行います。研修会場は市役所ではなくて、市役所からちょっと何キロか離れておりますが、そこに書いております佐賀市エコプラザというところで行います。ここは佐賀市のなんといいましょうか、ごみ処理場と併せていろんな環境面での学習とか、施設見学とか大変受け入れているような施設で、実は午後2時からの研修の前に、このエコプラザからぜひ10分間ぐらいお話をいただいて、このエコプラザについてしゃべらせていただけないだろうかという要望がございました。佐賀市の農業委員会もちょっと都合上、午後2時からということでしたので、それならばせつかくこのエコプラザの建物に行きますので、午後1時から大変熱心にといいいますか、施設見学をそしたら40分か50分ぐらいいたしたいというようなことで、そのところで先方には伝えておりますが、この点はよろしいでしょうか。午後1時から40分か50分程度施設見学をさせていただいて、午後2時から会議室で農業委員会の研修を行うという形でよろしいでしょうか。

では、また詳細な日程表等々は、来月の総会あたりでお示しをしたいと思えます。当日は2月15日木曜日、午前9時20分に市役所前の駐車場に御集合願います。一応最初の4行目ぐらいにも書いております。

ぜひ皆様方全員の御出席をよろしくお願いいたします。どうしても御欠席と、欠席されるときはそこの4行目に書いております。来週の1月12日金曜日まで事務局まで御一報いただきたいと思えます。

以上、視察研修についてよろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、農地利用最適化推進委員の件について、小山次長より説明をお願いいたします。

○事務局次長(小山 博君) それでは、農地利用最適化推進委員の定数に関しまして御提案、説明させていただきます。

前回総会のときでしたけど、12月5日に初めて議会の今回の改正により、農地利用最適化推進委員の設置が必要になりますので、今度の3月議会に提案をするところで準備をしております。それで前回の12月5日にいったん少しカラー刷りと

いいですか、一部カラーでこのような最適化推進委員さんの定数の区域別定数ということで提案をさしてもらっております。そのときはどうしても最適化推進委員というのは、現場活動というのがそもそもの目的でありますので、どうしても根拠として農地の面積をベースに、前回やや区域、校区からまたさらに大字あたりまで踏み込んだ農地台帳の面積をもとに算出しまして、それに対して定数を出して提案をさせていただいたところでもあります。

当然、ということはどうしても農地面積ということになってきますと、なかなかくっきりと校区別に割ることができなくなる部分がありまして、例えば、玉名の玉名、月瀬、梅林、小田で2名とか、岱明の睦合、大野で2名とか、そのように定数1名の地区もあるけど、複数2名も出てくるというような形で提案させていただいておりました。

それで、それからもう1回事務局のほうで協議検討をしたところですけど、どうしてもやっぱり、確かにそのベースとなるものは、農地面積をもとに提案することは大事なことではあるんですが、数字をもとにですね、しかし、どうしてもその地域に必ず1人おられるということが、やっぱり一番いいのではないかということをお話として出しまして、必ずその区域に必ず1人おられるというような形をとるならどうしたらいいだろうかということになりまして、今日は白黒ですけどちょっと字を大きくしております。推進委員の定数案ということで、このような区域割で提案させていただきます。単純に言いますと、これはもともと小学校区に1名というところではしておりますが、真ん中には玉名町築山で1名、あと梅林、小田で1名ですね。中学校で言ったら玉陵中学校区が2小学校区に必ず1名推進委員さんがおられると。それと岱明については、きれいに1校区から、1小学校から1名、定数1ということですね。

それと横島、区域の横島ですけど、(仮)としてあります。仮称横島1、横島2、横島3という、今のところその(仮)を付けさせていただいておりますけど、これは現在の農業委員さん、農業委員会の定数が、横島地域につきましては、横島1班、横島2班という分け方をしております。

それで今回の横島1と横島2の、今の農業委員さんの横島1班をこれをちょっと2つに分けるという形になりまして、現在の横島1班が、外平、十番、明豊、八番、九番、神崎、富新、明丑、共栄で横島1班になっておりましたけど、ここを2つに分けて、横島1、横島2という仮称ですけどですね、分けさせていただいて、これまでの農業委員さんの横に2班であった京泊、大開、大豊、新栄を、横島はその組は変わることなく、横島の3つ目、横島3という形に分けさせていただきたいと思っております。

それと次の天水については、これも基本は小学校区、玉水・小天・小天東で1名ずつ、必ずその小学校区に1名ずつおられると。ただし、これは地域の形状といえますか、これまでの考えも少しその地域のほうであったようにもお聞きしておりますので、丸尾、大平を、小天小学校区の丸尾、大平地域を小天東のほうに入ってもらおうと。その地域は小天東のほうに入るといようなことを考えました。以上のようななら区域割と定数は、必ずその地域には1名ということで提案させていただきます。

それとここが括弧まだ仮になっております横島1、横島2、横島3の名称、これ3月議会は農地最適化推進委員さんの条例の提案と併せて、この定数、区域割というのは、これも要綱で同じ3月議会に提案して、これは明文化、はっきりと世の中に出さなきゃ、ちゃんと周知する、区域名がどこどこであって、そこに定数が何名ということを明確に明文化しなければなりません。それでこの提案の作業のときに、総務の行政の方とここの表記の仕方はどのようにかした方がいいだろうかというところも協議して、その区域名、括弧仮称になっているところの表記の仕方は、そこで詰めていこうというところですよ。

今日総会の時点でこの区域名と、区域割の補足分まで補足という形で協議させていただいたところで、本来提案させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま推進委員についての説明でございますけれども、現在の農業委員の方々もぜひひとつ手を挙げて応募されることを期待いたしております。

何か皆さんより御質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○35番（中村 亘君） 今の事務局からの説明ですけど、天水の場合、その小天小学校校区で分けてあるけん一番簡単ではあるんですけどね、今、公選で出とる人が天水から6名いるわけですね。これは相当計算して、地域性を計算して6名、あんまり差のなかごととして出てきてもろとるわけですね。校区ごとになったなら、これは反別とか戸数で相当の差が出てくるわけですよ。これは私は納得できんけども、これは議会でも絶対追及されますよ、こういう分け方したら、もうちょっと現職にもちょっとどま相談するぐらいで、ただ事務局で勝手に進めるけんこがんなつとたい。地域性があるけんですね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。もちろんまさに、特に天水の委員さんとか、今まさにどがんでしょうかと言いに行ったところなんです。

○18番（取本一則君） いいですか。農業委員さんと推進委員さんのつばびしゃつと言うとかんと、今はみんな農業委員でしょうここは。今度は推進委員さんだけんな、

これは農業委員さんとは違うけん。農業委員さんのもう一つ下の農業委員さんに協力してくれる人ということでしょう。現場をいろいろ、俺がこの間言ったように、推進委員の業務内容はどがんしたことすつとね。教えてくれんね。それと農業委員の業務内容と推進委員の業務内容、そこらあたりをはっきり。

○議長（永田知博君） その前に今、中村委員の質問の件ですけれども、これは今説明したのはあくまでもこれは案で、地元の現在の農業委員さん、それに認定農家の協議会の人あたりと、みんなでやっぱり地域で説明、お互いに話し合いをして割り振りをしていただいたが一番いいなというのはみんな分かるとるわけですね。それで、これは決定じゃなくして、一応こういうふうな割り振りでどうでしょうか。

○35番（中村 亘君） ばってん今日意見ば言わんならこのままで通つとでっしょだい。議会にかけるわけでしょう、このとおりで。

○議長（永田知博君） それで何もなけりゃこのままいくかもしれませんので、一応これは案として出とるわけですけんね。あとは。

○35番（中村 亘君） なら今からまたその地域と話し合う計画はあつとですか。

○議長（永田知博君） それはもちろん認定農業者、委員会等も話はしてますけん。

○35番（中村 亘君） これは推進委員のことですけども、農業委員も天水から3名ですよ。だけん合わせて6名になるわけですね推進委員と。だけん地域で話し合いのできれば、あんまり差のなかごつして推薦ができるわけですよ。

○議長（永田知博君） そういうふうにしたが一番いいわけですたいね。

○35番（中村 亘君） でもこれをそのまま議会にかけてもらおうと困って言いよつとですたい。

○議長（永田知博君） いやいやこれは決定じゃないですから。

○35番（中村 亘君） いやいや決定じゃなかけん今言いよるわけ。

○議長（永田知博君） だけんですね、やっぱり話し合いばしてもらわないかんということでの提案なんですよ。

○35番（中村 亘君） なら天水ばっかし話し合つて、その結果を事務局に出してよかわけですか。そうじゃないでしょう。

○議長（永田知博君） いやいやそれはもういいと思いますよ。それで議会のほうに出してもらえば。それでその前に、このあとちょっと認定農家の方には残っていただきたいというのがあるわけですね。この終了後に。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。私ともちろんこれは天水だけということじゃなくて、この全部の地区割をこの総会の全部の席で決めていただくのがもちろん建前なんですけども、さすがに私もちよつと今、先ほど会長が申し上げたとおり私も思います。さすがにこの下の玉水、小天、小天東の部分だけ、ちよつというなら、例

えば今で言う第6区の天水の皆さん方だけちょっと集まっていたいて、協議の場もどうせ逆に必要かなとは思いますが。

- 18番（取本一則君） ちょっといいですか、この農業委員も推進委員の19の枠というのは変わらんでしょう。19の枠は変わらんでしょう。動かさんでしょうこの19名は。そうすると玉水、小天、この天水のほうの1名、1名、1名で3名ていうとは、この天水で3名ていうとは変わらんわけですね。ただこの分け方が言いよんなはるわけでしょう、天水の分け方ば。だけんこの3名が4名になるとか、3名が2名になるとかという話じゃなかわけたいな。
- 35番（中村 亘君） だけんがこの3名ばただ小天小学校区で分けてあるけん、それじゃちょっと納得できんと言ひよるわけです。そして地域に話し合いのできるなら、地域でし合って、その3名は3名出さるっけん。
- 事務局長（村上洋治君） まさにそのとおりで、極端な話、天水地区だけといいますか、そこの中での例えば玉水の人にもうちょっと小天の部分、八久保の部分を持ってもらうとか、そういう調整は逆に話し合いで必要かとは思いますが。
- 35番（中村 亘君） だけん今、6名おんなはっですたいね、公選で。これを農業委員さんが3名、推進委員が3名で、その話し合いにできるわけですよ。どの地区からはなら今度は推進委員で出てくれとか、頼まるっですたいね。そういうその地域で話し合いのできるならそれが一番よかて思いますけど。
- 3番（清田順次君） 最終的にはあれでしょうたい、首長さんが決めらすとでしょうたい。
- 2番（鶴田克士君） 今中で今ん人がいいように振り分けして、要するに天水から3人出して、今、不公平があるけんですね、面積の。
- 議長（永田知博君） 農業委員も19名、推進委員も19名で、それで農業委員の19名の中に半分以上、10名は認定農業者ということでこれは決まっとるわけです。あとこの推進委員のほうはですよ、全部これは自分から、私は推進委員になりたいということをおん募するじゃなかですか。それと今、農業委員さんが何名ですか、4名ですか5名ですか。6名おるでしょう。その6名がそのまま全部次に出てこられて、推進委員にまわる人がおるかも分からんですたいね。地域地域の割り振りばこうしたときに。そこはうまくせんと偏ってしもたらいかんわけですたいね。
- 35番（中村 亘君） 推進委員を3名、農業委員を3名天水地区から出さるっけんですね。これは地区で話し合わせてくれて言ひよるわけですよ。
- 13番（森川正志君） 取本委員もちょこっと話しかけなはったばってんが、この業務内容ですよ、推進委員と農業委員の、それを簡単に説明してもらうとよかばってんがですね。

○事務局次長（小山 博君） はい、事務局、小山です。農業委員さんと推進委員さんの業務の違い、法令的にはっきり言えることは1つだけです。農業委員会総会で議決が、議決権、手を挙げて承認等ですね、議決ができるのが農業委員さんの19名だけであって、推進委員さんはその違いは議決権はございません。総会の席に出席して意見を述べることはできます。そこが法令的にちょっと違うところですね。そういう具体的な仕事の内容ということをつかりやすく言うなら、現在38名の農業委員さんがされている仕事を、そのまま農業委員さんも推進委員さん、推進委員さんはどの部分、農業委員さんがどの部分といういは、特に明文はしません。同じ仕事の内容になります。

例えば、想定されることでこういうことが考えられるんですけど、どうしても推進委員さんが、現場活動のみとかそういうことではありませんので、想定されてるこれは例えばですけど、最適化推進委員さんは今日提案してるように、はっきりと要綱上、地区名のことを明記します。要綱に議会で提案して、それで承認を得られたら、例えば玉名町、区域名玉名町築山、定数1というような明文をしていますので、今日の提案でいきますと必ず漏れなくそれぞれの地域にはゼロ名ということはありません。1人ずつおられます。

例えば、具体的には今、毎月1回定例で現場調査、申請があったことに対して現地確認をしておりますけど、今は皆さん農業委員さんの地区割の中で参加してもらって、その現地調査をしておりますけど、例えば想定されることとして、8月以降このような申請があがってきて、じゃあ現地活動をいついつ何月1日にしますということになって、その地区の推進委員さんは地区に必ず1名おられるんですけど、なんか都合で来られなくなった、どうしても来れないということになったら、そこは職名の垣根を越えて、農業委員さんが、じゃあ私とその地区の推進委員さんが来れないなら、農業委員としてはその現地調査には、私が出席します、参加しますというようなこともあるのかなあと。それはいいです。ですのでくっきりとした仕事、業務を分けるということは、今のところ考えておりませんし、12月にこの質問が1回ありました。仕事内容をちょっとどのようにするのかということ。その後、この近隣であったら荒尾市、南関町ですね、それと一番最近発動した長洲町まで、1市2町にちょうど顔を合わせるときがあったので確認を取りました。どのような、発足したけどどのようにしているかということ、1市2町とも明文化はやっぱりしておりませんでした。基本ではっきり言ったのは、その1市2町の発足前は、農業委員さんという職名一本でしたけど、そこでされるような仕事を推進委員さんもするというので、そして、またこのようなことはあいまいで答えにならないかもしれないですけど、もちろん発足していくので、もしかして基本は一緒にやっていく

中で、少しこの部分は推進委員さんに従ってくれないかということが出てくるだろうと。そのとき協議していこうと考えてるとというのが、他1市2町の答えとしてですね、そのような回答があったんですけど、そこも参考のためにお伝えしておきます。

ですから、そのことを聞く以前の玉名市としましても、考えておったのは、今はっきりと言えることは、最初に言いました委員さんには議決権がある、推進委員さんはその場に出席をしても、意見を言うことはできるが議決権はないと。そこらで申し上げられるのがそこだけであって、あとは従来の仕事を一緒にやっていって、例えば、何かの事情でその日、推進委員さんが来るべきところが空席になったら、委員さんがそこに入るとか、そういうことを考えております。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。苦しいなんか言い方かもしれんけど、基本的には推進委員さんがするんでしょう、現地確認からなんかいろいろ。ただ推進委員さんが何かの都合で行かれんときは、農業委員さんをおかせしてはいよ、手伝うてはいよということですか。ということは推進委員さんと農業委員さんと一緒に。

○事務局次長（小山 博君） すみません、さっきの言い方では矛盾点が。欠席したから委員さんに入ってもらおうという言い方でしたけど。

○18番（取本一則君） さっき1市2町と言ったけど玉東もでしょうが。

○事務局次長（小山 博君） 荒尾市、玉東、それと一番最近で発足したのは長洲町でした。

○18番（取本一則君） 1市3町でしょう。玉東もあつとるもんね。だけん玉東は入れとらん。

○事務局次長（小山 博君） 1市3町でしたね、はい。

○18番（取本一則君） だけんそこらあたりばね、うやむやにしとくと、あとからうやむやになって推進委員さんもね、農業委員さん、あたが仕事じゃなかつかいたていろいろあるけん、ぴしゃっとそこらあたりはぴしゃっとした線を引いとって、お互い一緒になってすつていうとばあれすんならよかばつてん、その線ていうとはね、ある程度ぴしゃっとお互い認識しとかんといかんと思うとたい。たあだあたが行かなんばいた、推進委員さん、あたが行かなんばいた、農業委員さん、あたが行かなんばいたていうごたふうじゃいかんし。

だけんうちの石貫の場合だったら石貫、三ツ川に分けてあつでしょう。それで石貫、三ツ川の農業委員さんと推進委員さんが一緒に石貫、三ツ川を見てくれということ。

○事務局次長（小山 博君） そうです。

○18番（取本一則君） 現地確認でんなんでん。そうじゃないでしょうが、玉東あた

りば聞いたつよ、大変にしよらすとたい大変に、あそこまで聞きに行った玉東に。ほるけんね、玉東町でんね、大変で担当者も言いよらしたけど、そこらあたりぴしゅとね、線を引いて、お互い認識してしとかんと、行き当たりばったりでいきよったっちゃあとからどがんもがんも、おれはそがん話は聞いとらんけんやむるばいたて、俺はせんていう人の出てくるていう話だったよ。そがんことせなんなら、推進委員さんが、推進委員さんがよ。なんか話じゃそがんやって、もう3月の議会にかけなんとだけんね。もう決めにゃんとは決めなんとぼってんが、お互い認識ばぴしゅとして進んでいかんと、あとがガチャガチャなって、ここに農業委員さんと推進委員さんが19名、19名、今度から8月から揃うわけでしょうここに、この席に。推進委員さんが、農業委員さんの横に推進委員さんがおってね、そうやっておるわけだけんな、38名の、19名、19名がここに座るような形になるわけでしょう。だけんそこらあたりは手を挙げて賛否をとるときは、農業委員さんが手を挙げること、推進委員さんは意見言うだけで、ただ横に座っとなっただけの話じゃなかですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。今の点はまさにお見込みのとおりです。要は、一番違うのは、この今日の総会とかの議事の議決権は、農業委員さんだけにあると。推進委員は意見を述べる。逆に言うと意見を述べることしかできないと。手は挙げられないということです。

一番この問題といえますか、もちろん建前は先ほど次長が申し上げたとおりです。2人というか、二役が連携してやっていくのが建前、理想だとは思いますが。

○14番（下川 安君） すみませんよかですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○14番（下川 安君） 農業委員さんの19人ですよ。そのうち半分が認定農業者という、12人というお話だったんですけども、その10人はどこかで調整しなつとですかね。認定農業者の連絡協議会かどっか、それで調整をして10人を出しなつとか。そしたら地区も調整をしなつとかどうかというのはちょっと分からない。あと9人は、構成はどういうメンバーで構成されるのか、ここを教えてください。

○事務局長（村上洋治君） 事務局、村上です。くれぐれも農業委員、農業について、農業委員の19人について、いわば今まであったような、今、まさにおっしゃった調整とか、そういったことはもうやめようよというのがひとつの大きな要件です。自由に自分で応募する人、自薦、あるいは自薦他薦、こういう人の中から地域のバランスを考慮しつつ19人選びますということが第一です。しかも法律の中に、まずもって農業に識見がある人、うんぬんと、まず農業に詳しくないとだめだと。ということで認定農業者の過半数の要件があっております。農業委員の過半数は認定

農業者でなければならない。そのじゃあ過半数の認定農業者の人に手を挙げてもらわないといけないわけですけども、そこはさすがに何といたしましょうか、一人一人一本釣りといいますか、そういうことは当然好ましくありませんので、先だって11月でしたか、認定農業者連絡協議会、ここの役員会に法改正の趣旨をお話ししまして、十分地域からバランスよく手を挙げていただくように、協議会のほうにはお願いしたところですよ。10名はもちろん認定農業者ということなんですけども、その残りの9名というのは、正確に言いますと残りの8名、これは自由に手を挙げた人、あるいは推薦を受けた人、農業に識見があれば結構です。もう1人の1名というのが、御案内かもしれませんが、中立委員という言葉が出てきます。要するに、逆に農業に関係のない人これを1名入れなさいということになっております。以上です。

○14番（下川 安君） よかですかね。じゃあ認定農業者はそれぞれ19人だけが、今、10の地区に分けてあるけんが、全部というわけじゃないんですよ。それと残りの8名の人たちは地区からそれぞれ手を挙げてくださいということになると、区域ごとになると区域に出てこないところもありますよね。ただ1人、2人と推進委員だけしかおらんというところが、地区はありますよね、今後ですね。そういうところの現地もありますけども、その内容を農業委員さんとして採決するとき何も知らんという話も、現地調査は出てきなはるかもしれんですけども、そのときの区域が推進委員1人しかおらんという、現実的なそういう話が今後出てくると思えますね、そういうところはどがんしなつというのが1つですね。ひよっとしたら推進委員で出てこない地区もでてくるかもしれんですけども、ずれてるところもあるかもしれんけんが、それもあんならてちょっと懸念があったんで、そういうところをどがん考えとんなるかどうか、そのへんばちょっと聞かせてもらえばなど。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。この今、お配りしております推進委員のこの区分け、区域名いうところが地区だとします。さすがにこれにぴったり農業委員さんのほうも、全部1、1、1、1で、ずっと全部1、1、1、1はならなかった場合は、やはり何と言いましょうか、例えば築山のうちの、築山と例えば滑石の小浜とか、そういう区域で一応農業委員さんの担当区域を分けるとか、そういうことは考えられるとは思いますが。以上です。

○13番（森川正志君） ちょっとよかですか。13番、森川ですけども、これはずっと私は以前から申し上げておりますけれども、荒廃農地の調査はまだあつたでしょう、ずっと継続して。の場合にですよ、うちの地域にちょっと来られるとすぐ分かるばつてん、とにかく山ですよ山、もう農地というたら3分の1ですね、平たかところは。そこでも1名ずつかなて思うとですよ。

ちょっと前に提案したように、B分類のところを大体ある程度中で航空写真を低空で写しておいて、それを対象になるその農家といいますか、農地を持つとる人にいっちょ連絡でんとられんもんかなと思ひましてちょっと聞いてみました。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。今おっしゃったまさにB分類と判定した農地、これは関係機関にあわせて所有者にも通知は送ってはおります。以上です。

○13番（森川正志君） それから所有者から連絡のなか場合は、もう一度また見ぎやいかにゃんていうことですよ。

○17番（高根政明君） ちょっとよかですか。森川さん今んたよかったですか。ならちょっとお尋ねしますね。

何十年か前に、前は農業委員は男ばかりだったんですよ。男性ばかりじゃった農業委員は。それで全国的になんてろの会から要望があつて、各自治体に要望があつて、女性を入れてくださいという要望があつて今日に至つとるわけですけども、今後農業委員の19名の中に大体何名ぐらい女性を入れるとか、それから、推進委員の中にも女性を何名ぐらい入れるとか、そのへんの考え、事務局として現在の考えはありますか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。国が示しております男女共同参画推進に係る数値が、今のところ各種いろんな委員ですね、委員会とか審議会とか、その中で30%という数字が確か目標値であったかと思ひます。

したがいまして、一応びしつとした目標値というのは、その公示とか告示とか、そういったレベルであつて、逆にできないんですけども、そのあたりの理想としてはもうそういったところは考えております。30とか3分の1とか。

これまた例えば認定農業者連絡協議会とかにお願いしたときも、一応若年層、女性の登用、このあたりのところはお話はしてきたつもりです。

○17番（高根政明君） それとあと1つですね、議会にこのことも提案されると思ひますけども、そのときに、ちょっとその前に農業委員は市長が任命するわけですかね。推進委員も一緒ですか、同じような任命の仕方かな。それと議会には農業委員の名前を出して提案があるのか、議案に、そのへんをちょっと説明。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。農業委員はおっしゃったように首長が任命行為を行います。推進委員のほうは、農業委員会が委嘱するという形になります。ここがちょっとある意味、何で任命の委嘱なのという議論を私も上層機関とかもちょっと電話で話したんですけども、正直なところ正確な答えは今ちょっと把握、私もいたただかなくて、これはいわゆる上、下、こういった区別につながるのではないかと、恐れが正直あります。だから、私としては、くれぐれも仕事内容は別に現場活動だろうと総会の会議だろうと、上、下ではないというふうなことは、その認識はずっ

と持ち続けております。

ついでに言いますと、まさに報酬とか、報酬額ですね、報酬、今の29,900円とか、この報酬の額も一応同額でいきたいとは思いますが。

先ほどおっしゃったこの推進委員の地区割、これもちょっと議会にあげるというお話が先ほどありましたけども、正確に言いますと、これは条例じゃなくて要綱という形に盛り込みますので、直接の議会での審議は特にございませぬ。ただ実際は法規、文言とかそのへんの細かい審査とか表記とかは事務方、総務課とかで行ってはおりますけども、報酬条例のほうは市議会に提案いたします。以上です。

○33番（井本義和君） よかですか。なんか認定農業者が何名か入らにゃんて言いよんなったんですけど、もし自分たちが年だったら後継者が顔になつとるけん認定じゃなかつたですよ。認定農業者と言われるんですけど、65歳過ぎたらもし農業者年金あたりをもらいよる人は、全部顔が変わってしまうけん、もう認定農家のなにはなかつたですよ。こういう場合はどがんなつとですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。結論を言いますと、今おっしゃった、例えば経営移譲されて、自分は経営移譲年金もらわれはじめて今まで認定農業者だった方、この方は一応認定農業者は外れていただくようになりますので、一応認定農業者という形にはならないというふうになります。もちろん経営移譲年金とか関係なくて、5年ごとの経営改善計画を市に出して、その都度認められればそのまま普通の認定農業者というくくりですね。

○5番（赤松繁之君） これ玉名町と築山で推進委員が1名ということは、農業委員も1名という形になるですね。そういう場合、現地調査というか、大分量が増えるんじゃないかなと思うんですけど、今、一番多いのは玉名町と築山多かですもんね。どげんなつとやろかなあと思うてからちょっと。そのあとの説明も推進委員がするという形になってますか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。例えば5条許可のこの説明ですね、やはり棲み分けとしてはどうでしょうか、議決権は農業委員さんがあるわけですから、いつもしていただく説明はやはり農業委員さんの仕事だとは思いますが。

○11番（浦谷幸司君） 現地調査にしろ、推進委員さんも農業委員さんも合同でやってもらって、説明もですよ、やっぱり推進委員さんはその地区でまた出とられると思いますので、その地区に対してのその説明というのはその人がよけいできると思います。ここで説明はされて、その決定は農業委員の人が聞いたところで決定すればそれでいいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。そのへんは、それも1つの考え方で、そこはおいおいいいいますか、一例として挙げますが、ある県内のある市です。こういった

総会の議決の仕事は農業委員さんの仕事ですので、当初推進委員の出席はしていなかったそうです。この出席は農業委員さんだけでしよったと。それが途中からやはり推進委員さんも出席、やっぱり出席してもらおうというふうに一例、一例ですね、そういった話は聞いたことがあります。

だからどうでしょうかね、実際業務を始めてみて、小さいところはちょっとここはいかん、ここはちょっとこうしたほうがいいのか、そういった修正も将来出てくるのではないかとも思います。

- 18番（取本一則君） ちょっといいですか。この推進委員さんというのは、やっぱり地域に精通した方が大体出てくつとが普通よね。農業委員さんよりもまだ知っとなんはる人というか、あそこの田ん中はどがんでろなんてろていうてから、たいぎゃ知っとなる人がその推進委員さんが出てくるのがおれは普通で思うとたい。そこからあたりのこの間まで勤めとつとがひょつとしてから推進委員ばいたてなつちや分からんもん。地元でやっぱりね、顔ききのね、何でん農業に対して結構さばけとなる人がこの推進委員さんになると。だから農業委員会だけでしよんなつたばつてん、説明のできんけんその人たちが入ってこらすわけたい。その人たちはよけい分からすもんだけん。地元で説明するときはな。

だけん本当だったらこういう石貫、三ツ川でも1名だけん、石貫、三ツ川でその推進委員さんでね、やっぱり農業に精通しとる人をね、選んでやらんといかんなあて、誰か推薦してやらないかんなあと思うて、ずーつと頭ばめぐらせよるばつてん、よか人はやっぱね、そういう精通して農業に対して一生懸命、そして人望のある方というなら一番よかつばつてんな。

- 事務局長（村上洋治君） 村上です。おっしゃるとおりです。推進委員の要件というのは、農業に対する識見に加えて、これは法律の中にぴしゃつとした言葉があります。熱意がある人という法律がありまして、すなわち、例えて言えば地元の農業者をよく知っている人、もっと具体的に言えば、農業を引退したある程度の年齢の方とか、そういったことまで国は示しております。

- 17番（高根政明君） そのへんをですたい、例えば築山の推進委員さんがですたいね、玉名町のことは熟知しとなんはるかていうと、そのへんなちよつとですな、それは築山の人が玉名町を全部知っとなんならですよ、それがベストなあれだろばつてんが、それは無理で思うとですよね。農業委員もそがんな推進委員もそがんで思うです。そのへんはたい、ずっと見ていっていかにかやしよんなかつじやなかと。

- 事務局長（村上洋治君） 村上です。結局そこなんですよね。先ほどの中村委員さん、天水の地区割というのも、結局どこまで担当できるか、自分の地区として担当できるかの話ですので、やはりそこはちょっと今までに比べて、もう絶対今までに比べ

て、少なくともきついいいいますか、きつくはなると思います。以上です。

○17番（高根政明君） こもなった方が一番ベストじゃあつとよな、こもなったほうが、推進委員さんをうーんとしたほうが、そうばってん国としても予算の関係とかなんとかで、そがんしなさいという指導だろけんですね。終わります。

○35番（中村 亘君） この前の農業委員の定数を、説明のときは横島3で天水3名だったけん、その聞きよかったわけですよ。この推進委員はなぜ校区ごとに分けたのか、ちょっとそこが分からんけど。その定数は19でしょう農業委員は、それを横島町3名、天水町から3名大体出してくれるごた説明だったけど、いえば区割りですたいね。推進委員は校区ごとにまた細かく分けて説明するけん戸惑うわけですよ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。ちょっと念のため、農業委員さんのほうは、くれぐれもどこが3名とか。

○35番（中村 亘君） いやいやそれは法律的にそういうことは言っちゃいかんばつてん、偏ってしまうけん大体の。

○事務局長（村上洋治君） もちろん地域のバランスは。

○35番（中村 亘君） 地域で大体バランスばととつてでしょう。

○事務局長（村上洋治君） 例えば横島だったら大体3名とか天水、はい。

○35番（中村 亘君） その方法で推進委員もよかつたたい大体。

○事務局長（村上洋治君） この推進委員の地区割のほうも、横島3、天水3というふうにしなさいと。

○35番（中村 亘君） そすとそーん出しやすかわけたい。

○事務局長（村上洋治君） そこはですね、実は私も正直そがん思っていました。ただ、この農業委員は担当地区はないですね。全部で19人で玉名市全体を持たんといかん。逆にこの推進委員のほうは担当区域をきちっと定めないといけない。そこでいう担当区域というのは、これは上部機関等とも十分協議したんですけども、極端な話、全部1にせないかんということなんです。

例えば、どこどこ地区は2とか、そういうのは基本やってくれるなという正直な話をいただいております。確かにこの推進委員の担当区域という考え方は、要するに、あなたはこの地区を持ってください、あなたはこの地区を持ってくださいという考えなんです。あなたとあなたでここを持ってくださいじゃないんですね。ただ実際ここは県内もちょっと調べたんですけども、何カ所か、A地区は2、B地区が3、C地区が2、D地区が2とか、1以外の数字も正直何カ所かあったんですけども、基本的に9割以上がもう全部1ということになっております。

極端なことを言えば、このインターネットとかで他市の要綱とか見てみますと、

この1という数字も書いていないと。すなわち1が前提だということで、地区だけの、この区域だけの表が載っていたりとかですね、そこはそこで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○17番（高根政明君） 局長、局長ちょっと。今の話は本当よく分かりました。農業委員がこの1の横に農業委員が1、1で付くわけじゃないわけですよ、基本的には。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。恐らくそうなるでしょう。

○17番（高根政明君） はい、分かりました。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（永田知博君） 23番、中島委員、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 例えばきょうみたいな総会のときに、例えば1日じゃなくても、例えばうちは高道なんですけど、推進委員さんも現場を確認してきてくださいって、そこの担当者の農業委員さんが、よそから来られ、よそというか地区が違うところから兼任でされた場合に、もしその方が欠席された場合にはどうなるのでしょうか。今日も4名欠席されてるんですけど、それを代行するのは、推進委員さんが代行して発表だけして、そして議決権がなくてというんですか。そのへんが今の現状を遂行していくには、ものすごく1人でも病院からでもかけつけて発表せないかんとか、いや極論ですよ、だからそのへんの自由、99%みんな・・・けど、家族があり家庭があり、いろんなトラブルがあるという想定の中で、議員さん、農業委員さんのこの会議を執行するためには、推進委員さんとの掛け合いも必要じゃないか。推進委員さんの意見は言っても、じゃあ同じ高道で、あそこを発表するのはうちは違うけど、こういうことを言ったほうがいいんじゃないかと言ったら、ここの現場でもものすごくトラブルが起きる可能性があるんですよ。だから一体感というそのものが、あんたが発表をして意見は言っているけど、議決権もない発表はできないと。だけどそれにはちょっと不平ができたりとか溝ができる可能性も無きにしもあらずかなとは思いますが、そのへんのところを。以上です。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。いまのお尋ねですけども、これはさすがにちょっと今の段階では、どっちが、委員さんが言うのか推進委員さんが発言するのか、もうちょっと先で決めたほうがよろしいかなと思います。

私もちょっと今、イメージとしては、やはりその場合は地元精通しとる推進委員さんの説明になるのかなあとは思いますが。隣の地区の農業委員さんではなくて。何と言いましょうか、そこに一番近い推進委員さん、まして一人一人でちょうどペアができていようなところであれば、農業委員さんが欠席したら推進委員さんの出番かなとは思いますが。以上です。

○23番（中島浩輔君） ちよつとならまだいい。今のその説明で分かりましたけど、議決権というのは、代行というか特別代行とかそういうふうな、それでないと自分が責任持って各代表者というか、各地区のほうから来られてるというか、その方々に一番近道で納得していただける現場を報告する。だけどいい加減にちよつとできないところで、やっぱり議決権とかそういうのが責任感があつていいというか、そういうのがもしあつてもいいんじゃないかなと思うんですよね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。私もそのことは非常に思っていたんです、総会まで。どうしても欠席したりするときは、普通委任状とか、極端な話、委任状とか出して賛成ですとか、賛成しますという委任状を出すとか、そういったのもありかなあと勝手に思ってたんですけども、今のところ欠席したときの委任状とか、ほかの人の代決権といえますか、代理での議決権というのはちよつとないようですね。やっぱり総会に出席していただいた委員さんの手を挙げる、それが議決権だと思います。だからぜひ出席していただくようにお願いします。それでは、ほかに御意見ございませんでしょうか。

○18番（取本一則君） もうこの話は来月の農業委員会で最後よね。3月の議会で諮ったら、それから先はこれだけな。だけん来月の農業委員会のときも、今日思いつかんだったことのあるならでくつとね。もう時間的なかつたろ。2月の5日かな。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。今から何か思いつかれて、2月5日の総会ではある程度きちつとかためたほうが、かためないといけないですね。

○17番（高根政明君） これはもう変更できんとどたい、これば変更したら大ごつよ。例えば玉名町と築山は玉名町だけすつとか、そがんことしよんならどこでんこら示しのつかんごとなるよ。これはこつでいかんとしやが、ぴしやつとこれは計算してあんたが出しとつとやろ、広さとかみて。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。そこはまさに調整、今、先ほどの天水地区の微妙な、微妙なといえますか、そのへんの話ですよ、例えば。

ただ、くれぐれも何回も言うようすけども、天水町3、要するに2とか3とかは、今回はぜひ遠慮してください。3というか全部1でいくようになっております。よろしく願いいたします。

ほかにこの推進委員の地区割についてございませんでしょうか。

それでは、ちよつと1点だけ補足、先ほど説明しそこねておりました視察研修の件なんですけども、佐賀市の農業委員会の視察研修は、恐らくこういった形でいろんな質問をその場で出していただいて、じゃんじゃん出してもらつて結構です。何でもよろしいかと思ひます。

ただ、先方と電話連絡しておひまして、例えば下限面積でありますとか新体制へ

の移行についてでありますとか、向こうとしてもなるべく正確な答えを差し上げた
いということで、もし事前に質問内容とか分かれば、お知らせくださいという要望
もありました。だから、例えば今月、来月、それこそ思いつかれた場合とか、質問、
尋ねてみたいこと、特に耕作放棄地の関係でいろんな大きなこと小さいことでもい
いですので、何か尋ねてみたいと、佐賀市の農業委員会の研修のときに、そういつ
た質問がありましたら、ぜひ今週、来週、再来週とか、事務局まで御一報いただけ
ればと思います。以上です。

○議長（永田知博君） それでは、最後になりましたけれども、いろいろ新制度につい
ての意見等は、やっぱり新制度に移行しておる地域でも紆余曲折いろいろあってお
るようでございますけれども、なるべくいろいろ意見を出し合って、これからもま
だ時間的にも今日決めないかんということではありませんので、いろいろ協議をし
たほうがいいと思います。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる御審議をいただきまして、本日これもち
まして第1回の農業委員会総会を閉会したいと思います。

どうも長時間にわたりましてお疲れでございました。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時47分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年1月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 小山 久仁江

農 業 委 員 寺井 廣喜